

事務連絡
令和元年7月26日

各府省庁犯罪被害者等施策主管課等担当 各位

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取について

平素より犯罪被害者等施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁では、令和2年度に予定されている第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、別紙のとおり広く国民の皆様から要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の方々を対象とした要望・意見聴取会を実施いたしますので、貴管下の関係機関や関係団体等各方面への周知につきまして、格段の御高配を賜りますようお願いいたします。

本件連絡・問い合わせ先
警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
山下、泉、五十嵐
電話 03-3581-0141

別紙

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取について

平素より犯罪被害者等施策の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁では、令和2年度に予定されている第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、下記のとおり広く国民の皆様から要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の方々を対象とした要望・意見聴取会を実施いたしますので、御案内申し上げます。

記

1 要望・意見募集

(1) 対象

団体・個人を問わず、どなたでも提出できます。

(2) 募集する要望・意見

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項

※ 上記以外の要望・意見は受け付けません。

(3) 応募期間

令和元年7月29日（月）から令和元年8月29日（木）まで（必着）

(4) 応募方法

郵送、ファックス又は電子メールでお送り下さい。

郵送又はファックスの場合には、ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>) に掲示している「要望・意見書（団体用）様式」又は「要望・意見書（個人用）様式」をお使いください。電子メールの場合には、件名に「要望・意見提出」と御記入の上、「要望・意見書（団体用）様式」又は「要望・意見書（個人用）様式」中の項目（氏名、団体名、その他必要事項）をメール本文に御記入下さい。

<提出先>

[郵送送付先] 〒100-8914 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
要望・意見募集担当

[ファックス送付先] 03-3504-0132

[電子メール送付先] i.hanzaihigaiiken@npa.go.jp

※ お寄せいただいた要望・意見につきましては、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とさせていただくとともに、提出者の氏名（団体名）や住所等、個人や団体を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。

お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限り利用し、適切な管理を行います。

※ 記載は日本語でお願いいたします。

- ※ 要望・意見への個別の回答はしません。
- ※ 要望・意見中に、個人や団体を特定できる事項に関する記述がある場合には、公表時に当該箇所を伏せる等の措置を取ります。
- ※ 要望・意見は、電話では受け付けておりませんので、御了承下さい。

2 要望・意見聴取会への参加団体の募集

(1) 開催日・場所

令和元年 8 月 21 日（水）、22 日（木）、23 日（金）・東京都内
令和元年 8 月 30 日（金）・大阪府内

(2) 聴取対象

犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体を対象とします。法人格の有無や種別は問いません。

(3) 聴取テーマ

第 3 次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項

(4) 応募期間

令和元年 7 月 29 日（月）から令和元年 8 月 9 日（金）まで

(5) 応募方法

上記 1 の方法により、要望・意見を提出するとともに、ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>) に掲示してある《要望・意見聴取会応募様式》をお使いいただき、郵送、ファックス又は電子メールで応募して下さい。ただし、電子メールの場合には、件名に「聴取会応募」と御記入の上、ホームページに掲示してある《要望・意見聴取会応募様式》中の項目（氏名、団体名、その他必要事項）をメール本文に御記入下さい。

※ インターネットが利用できない環境にあるなど、応募できない場合には、下記「本件連絡・問い合わせ先」に御相談願います。

(6) 選考等

応募が多数の場合は、活動期間、会員数などにより、警察庁で対象となる団体を選考させていただきます。

(7) 要望・意見聴取の方法

原則として複数の団体に一緒に会場に入ってください、事前に提出していただいた要望・意見書に沿って第 3 次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項について順次発言していただきます。警察庁からの説明や要望・意見への回答はありません（特に個別ヒアリングを要望される団体については、応募の際にその旨記載してください。）。

(8) その他

ア 交通費、謝金等の支給はありません。

イ 要望・意見聴取会は非公開とし、結果については、取りまとめの上、個

人や団体の特定に係る事項を除いて、公表される可能性があります。